

目的

これまで空き家を活用した南北地域の振興策の一つとして運用を行ってきた空き家バンク制度を、市内全域における空き家の増加傾向を踏まえ、空き家対策の強化策の一つとして対象区域の拡大などを内容とした改正を行い、多くの空き家の登録を可能とし、活用していただくことで、空き家増加の抑制を図る。

運用開始

令和5年7月14日(金)

新たな甲府市空き家バンク制度

Point

- 対象区域を南北地域から **市内全域へ拡大**
- **登録手続きの簡略化** (所有者・利用希望者から市への登録申請は不要となる)



利用の流れ

- ① 空き家所有者は制度事業者(不動産業者)へ**直接相談し、空き家バンク登録手続き(媒介契約の締結及び空き家バンク登録書類の提出)**を行います。
- ② 「空き家バンク」への登録申請は制度事業者が行います。
- ③ **空き家利用希望者(購入・賃貸希望者)は、空き家バンクにて物件を調べることができます。(閲覧に申請は不要)**
- ④ 空き家利用希望者は興味のある物件の内覧等について、制度事業者へ直接問合せをします。
所有者と利用希望者は制度事業者を通じて交渉を行います。

今後の展望

- ・空き家の利活用を促進し、空き家の市場流通が活性化されることにより、空き家の発生抑制を図る。
- ・空き家を活用した定住、交流人口の増加など、付加価値を創出することによる地域の活力向上を目指す。